

銚子市立双葉小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月6日 制定
令和6年4月1日最終改訂

いじめ防止対策について

本校では、学校教育目標である『「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を持つ双葉の子の育成』を具現化し、知・徳・体のバランスのとれた力の育成を図り、生きる力を育てることこそが、児童をとりまく問題の解決につながるものと考えます。

こうした考えのもと、次のとおり基本方針を掲げ（第13条）、いじめ防止に全職員が一丸となって取り組みます。

1 いじめ防止対策についての双葉小学校の基本的な考え方

（1）基本的な考え方

知・徳・体のバランスのとれた力を育成することで、「いじめに気付く」「いじめをしない」「いじめをうけない」「互いの違いを認め、いじめをなくし、自分の命を守る」とともに、「他の人の命を大切にできる子」に育てていきます。

（2）基本理念（第3条関連）

いじめが全ての児童に、学校の内外を問わず関係する可能性があることから、

- ①児童が安心して双葉小に通い、学習や諸活動に取り組むことができるようになります。
- ②いじめを放置する事がないよう、児童一人一人がいじめの心身に及ぼす影響、危険性を理解できるようになります。
- ③いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携して取り組みます。

（3）いじめの定義（第2条関連）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

『いじめ防止対策推進法』より

(4) いじめ防止のための基本姿勢（第8、9条関連）

- いじめは「どの子にも、どの学校にも起こり得るもの」であることを十分に認識し、全職員が温かな目を子どもに注ぎ、具体的な手立てを実行します。
- 児童には「いじめを行ってはならない」ことを教えます。
- 児童が温かな人間関係の中で、安心して学校内外の生活を送ることができるようするために
 - ・いじめられている子どもの立場に立った親身な指導をします。
 - ・家庭と協力して子どもを見守っていきます。
- いじめに発展しそうな問題も含め、いじめを発見した時には迅速に対応します。

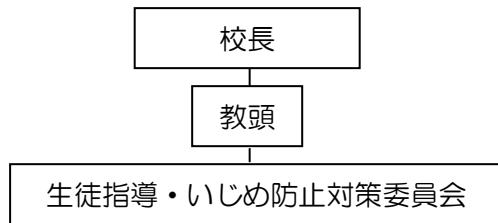
(5) 具体的な取組（第8、9条関連）

- ①いじめ防止に関する職員の共通理解を図り、共通実践します。
 - ・いじめの早期発見に努めます。
 - ・いじめを発見した時やいじめの通報・相談があった時は、すぐにいじめを止めさせ、事実関係を調査し、関係者への適切な指導・措置を行い、再発を防ぎます。
 - ・いじめをした児童・保護者には、毅然とした指導を行います。
- ②日常の指導を充実させます。
 - ・いじめを見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
 - ・人権意識の高揚を図り、校内全体にわたって温かな人間関係を築けるようにします。
 - ・児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
 - ・全ての教育活動を通して、豊かな情操と道徳心を培えるよう、道徳教育と体験活動を充実します。
- ③組織的に対応します。
 - ・生徒指導・いじめ防止対策委員会を設置します。
 - ・いじめ・ハラスメント・体罰等相談窓口を設置し、相談体制を整えます。
 - ・相談にあたっては、守秘義務を厳守します。
 - ・関係機関、地域、各種団体や専門家と協力します。
- ④いじめに関する調査を実施します。
- ⑤いじめに関する職員への研修や保護者への啓発活動を充実します。
 - ・専門家を招き、いじめに関することやインターネットに関するなどをテーマとした講演会を開き、職員や保護者の方への啓発を実施します。

2 学校いじめ対策組織について (第22条関連)

いじめ防止等に組織的に対応するため、下記の組織を中心に、取り組みの実施、進捗状況の確認、定期的検証を行います。

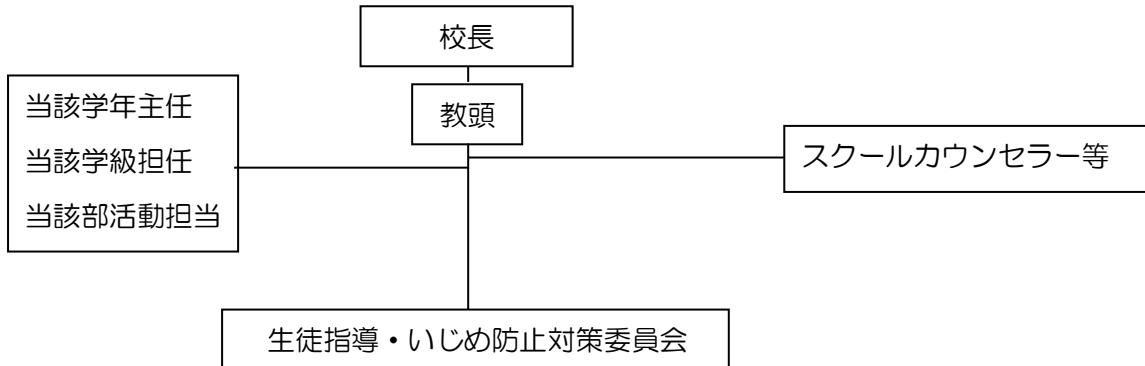
(1) 通常時



- ・いじめ防止の啓発、研修計画（職員及び保護者を対象とした講演会等の開催）
- ・定期的な情報交換及び気になる児童がいた場合はその報告と対策の検討

(2) 事案発生時 ※具体的な流れについては、「8 いじめを認知した場合の対応について」を参照

いじめの疑いがあるような行為を含め、いじめが発見された場合、校長のリーダーシップのもと、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導、加害・被害児童の保護者への対応など、問題の解消とその後の対応までを行います。



- ・事実確認と対応方針の決定
- ・被害児童及び保護者、加害児童及び保護者への対応、傍観児童への対応
- ・職員の役割分担及び職員への情報の共有（指導内容等共通理解）について
- ・関係機関との連携について
- ・教育委員会への報告
- ・スクールカウンセラー等の招集についての決定
- ・今後のいじめ対応について（再発の防止、手立て）

3 年間計画について (第18条関連)

月	生徒指導・いじめ防止対策委員会を中心とした取組
4	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止の啓発活動及び研修計画について、テーマと内容を決定 ○前年度の反省に基づき、今年度の具体的な計画を最終確認 ○相談ポストを設置（年間） ○保護者会でネット被害・ネットトラブルの防止、特別支援教育について啓発 ○友達アンケートの実施 ○生徒指導・いじめ防止対策委員会
5	<ul style="list-style-type: none"> ○友達アンケートの実施 ○生徒指導・いじめ防止対策委員会
6	<ul style="list-style-type: none"> ○いのちを大切にするキャンペーン ○教育相談週間 ○友達アンケートの実施
7	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導・いじめ防止対策委員会 ○情報モラル教室（対象：4～6年児童及び保護者）
8	<ul style="list-style-type: none"> ○夏季休業中の児童の様子についての情報交換
9	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケートの実施 ○生徒指導・いじめ防止対策委員会
10	<ul style="list-style-type: none"> ○友達アンケートの実施 ○生徒指導・いじめ防止対策委員会
11	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談週間 ○友達アンケートの実施 ○生徒指導・いじめ防止対策委員会
12	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ撲滅標語の募集
1	<ul style="list-style-type: none"> ○冬季休業中の児童の様子についての情報交換 ○いじめ撲滅キャンペーン ○教育相談週間 ○友達アンケートの実施 ○生徒指導・いじめ防止対策委員会
2	<ul style="list-style-type: none"> ○友達アンケートの実施 ○生徒指導・いじめ防止対策委員会
3	<ul style="list-style-type: none"> ○友達アンケートの実施 ○生徒指導・いじめ防止対策委員会 ○学校評価（子ども白書）により、今年度の取組についての反省と次年度への課題について検討

4 いじめの未然防止について (第15条関連)

児童一人一人が認められ、お互いを思いやる温かな人間関係づくりに双葉小全体で取り組みます。

- 教師は分かりやすい授業を心がけ、児童の自己有用感を高め、いじめを含めた問題行動の未然防止に努めます。
- いじめの理解を深め、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも、傍観者としていじめに加担していることを理解させます。
- 教師は、不適切な発言（差別的発言や児童を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長することをよく理解し、日々の教育活動に全力を傾けます。
- 保護者・地域に対して、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての啓発活動を行い、連携を推進します。

①学級経営の具体的な取り組み

- ・話し合い活動、学級会活動を充実します。
- ・グループエンカウンター、ピアサポートプログラム、ソーシャルスキルなどを利用した居場所づくりをします。
- ・学級のルールをきちんと守るなど、規範意識を高める指導をします。

②生徒指導の機能を生かした授業実践

- ・ペアワーク、グループワークを通して、お互いの意見を発表し合える場面を設定します。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通じて、児童たちの学び合いを保障します。
- ・体験型、活動型の学習を充実します。
- ・「道徳映像教材」等を活用した豊かな心を育てる取り組みをします。（道徳教育の充実）

③学校行事

- ・あらゆる学校行事を通して、お互いが認め合える雰囲気づくりに努めます。

④特別活動

- ・命を大切にするキャンペーン、いじめ撲滅キャンペーンにおいて、児童自らが企画し、実施することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られるようにします。
- ・企画委員による「あいさつ運動」を実施します。・図書委員による「読み聞かせ」を実施します。

⑤保護者・地域への啓発活動

- ・学校ホームページや道徳授業の公開等を通して、いじめ問題に関する情報や「いじめ問題」の解決には学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを発信していきます。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発を行い、ネット上のいじめの予防を図ります。
- ・児童の変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝えます。

5 いじめの早期発見について (第16条関連)

いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得るとの認識のもと、いじめの早期発見に努めます。

いじめの定義 (第2条関連)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

『いじめ防止対策推進法』より

①友達アンケート

- 定期的に「友達アンケート」を実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめの早期発見・早期解決を目指します。必要に応じて、臨時の教育相談を行います。また、結果を共通理解し、悩みを抱える児童を複数の職員の目で見守ることができます。

②教育相談週間

- 6月、11月に教育相談週間を設け、学級担任が児童一人一人に悩み等を聞き、問題の早期発見、早期解決を目指します。

③相談ポスト

- 職員玄関前に相談ポストを設置し、いつでも誰にでも相談できる環境の一環とします。相談ポストは毎日、生徒指導部が確認をし、早期発見、早期解決に役立てます。

④保護者との連絡または啓発活動

- 個人面談の際、学校でのいじめ撲滅の取組を話題にし、家庭とも連携をしながら、いじめ問題に取り組んでいきます。
- インターネットや携帯電話、スマートフォンの使い方について啓発活動をし、未然防止に努めます。

役職ごとの役割

学級担任等

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- ・休み時間や昼休みの児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、積極的に教育相談を行う。

養護教諭

- ・保健室を利用する児童との雑談の中で、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じた時は、その機会を捉え悩みを聞く。

生徒指導部会

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視において、児童が生活する場の異常の有無を確認する。

管理職

- ・児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

6 ネット上のいじめへの対応について

(第19条関連)

「ネット上のいじめ」を携帯電話やスマートフォン、パソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板等に、特定の児童の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うものであると捉え、対応します。

「ネット上のいじめ」の類型

- ①掲示板やブログ、プロフでの「ネット上のいじめ」
 - ア 掲示板やブログ、プロフへの誹謗・中傷の書き込み
 - イ 掲示板やブログ、プロフへ個人情報を無断で掲載
 - ウ 特定の児童になりすましてインターネット上で活動
- ②メールでの「ネット上のいじめ」
 - ア メールで特定の児童に対して誹謗・中傷の内容を送信
 - イ 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信
 - ウ 「なりすましメール」で誹謗・中傷などの内容を送信
- ③その他
 - ア 口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで誹謗・中傷の書き込み
 - イ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用して誹謗・中傷の書き込み

このような「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、双葉小においても、「ネット上のいじめ」の特徴を理解した上で、「ネット上のいじめ」の早期発見・早期解決に向けて取り組みます。

①情報モラル教育の充実

- ・スマートフォンやこれに近い端末が子どもたちに急速に普及している状況を踏まえ、写真・動画の扱いやSNSの扱い等を積極的に取り上げ、児童の情報モラルへの理解を高めます。

②保護者への啓発

- ・学級（学年）懇談会や個人面談等で「ネット上のいじめ」について話題にしたり、「使用時間や使用的ルール」の必要性について周知をしたりして、保護者への啓発を行います。

③組織的対応

- ・児童の会話や体調不良を訴える児童の様子からもネットいじめが発覚することもあり得ます。小さな兆候についても情報交換し、対応策を検討します。
- ・友達アンケートに、ネット上のいじめに関する項目を設け、早期発見に努めます。

④掲示板等への誹謗・中傷等への対応

- ア 被害拡大を避けるため、直ちに管理者やプロバイダに対して削除する措置をとるように指導する。
- イ 必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求めるなどを指導する。

7 いじめの相談・通報について

(第23条関連)

(1) いじめの相談・通報窓口

銚子市立双葉小学校 22-0955

教頭

生徒指導

いじめ・ハラスメント・体罰等相談窓口

悩みごと相談員

養護教諭

関係機関

銚子市教育委員会 24-8197

銚子警察署生活安全課 23-0110

児童相談所 23-0076

銚子市役所 24-8181

適応指導教室（青少年指導センター内） 21-0345

24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

千葉県子どもと親のサポートセンター

0120-415-446

子どもの人権 110番（千葉地方法務局内）

0120-007-110

ヤングテレホン（千葉県警察少年センター）

0120-783-497

千葉いのちの電話 043-227-3900

チャイルドライン千葉 0120-99-7777

- ・どんなことでも相談がしやすい学校を目指します。
- ・いじめの早期発見、早期対応の視点から、子どもによる情報提供（相談、通報）は適切な行為であることを児童に伝えています。

8 いじめを認知した場合の対応について

(第23条関連)

協議内容、事案への対応の記録を残す

いじめ情報のキャッチ



管理職に報告

生徒指導主任に報告

○当該学級担任及び関係教職員による正確ないじめの実態把握

- ・周りの児童を含めて個々に聞き取りを行い、記録をする
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する

○生徒指導・いじめ防止対策委員会の招集

生徒指導・いじめ防止対策委員会

○事実確認と対応方針の決定

○指導のねらいを明確にする

○いじめられた児童を徹底して守る（見守る体制の整備）

○いじめた児童への対応について

○「傍観者」への指導について

○保護者への対応について

家庭訪問（複数人数で行う）

- ・把握した事実の報告
- ・対応方針の説明

関係機関との連携

銚子市教育委員会	24-8197
銚子警察署	23-0110
児童相談所	23-0076
銚子市役所	24-8181
適応指導教室（青少年指導センター内）	21-0345

全職員で情報の共有

○事実の報告

○対応方針の共通理解

○経過報告

※必要によって再度委員会を開き、対応について検討していく。

経過観察

9 指導について

(1) 学級担任等

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を伝えています。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

(2) 組織

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えます。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な支援を行います。
- ・指導記録等を確実に保存し、児童の進学や進級、転学に当たって、適切に引き継ぎを行います。

(3) 保護者との連携

- ・家庭訪問等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合います。
- ・いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去します。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

(4) いじめの解消

- ・被害者に対する心理的または物理的な影響を与えていた行為がやんでいる状態が相当の期間継続している（おおむね3か月）かを確認します。
- ・被害者が心身の苦痛を受けていない（被害者本人や保護者への面談等で心身の苦痛を感じていない）かどうかを確認します。

10 重大事案への対処について (第28、30条関連)

第5章 重大事態への対処

第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

『いじめ防止対策推進法』より

『8 いじめを認知した場合の対応について』に基づき、事案に対応していきますが、『調査』『報告』の義務があるので、その2点については、迅速に対応していきます。

1 的確な情報収集

- 
- いじめられた児童や保護者から訴えを受けた。
 - 他の児童からいじめの情報を聞いた。
 - いじめではないかと思われる現場を見た。
 - 児童の言動からいじめのサインに気付いた。
 - 家庭や地域、関係機関からいじめの連絡を受けた。

2 報告

- 
- | | |
|-------|----------------------------|
| 校内 | 発見者→学級担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長 |
| 教育委員会 | 校長→学校教育課長 |

3 基本的な緊急対応（生徒指導・いじめ防止対策委員会の招集）

- 
- 銚子市教育委員会と協議の上、委員会を開催する。
 - 自殺、不登校、脅迫、暴行、緊急に対応する必要性があるかどうか。
 - 事実調査の内容と今後の対応のあり方について
 - 警察への通報など関係機関との連携

4 調査による実態把握

- いじめられている児童の気持ちに寄り添って話を聞く。
- 調査は当該学級又は学年の児童に対して行うが、事案に応じては全校児童に対して行う。
- 調査は速やかに行う。
- 調査項目について
 - ・いじめの状況（日時、場所、人数、いじめの態様やいじめ集団の構造など）
 - ・いじめの動機、背景
 - ・いじめられている児童、いじめている児童の言動とその特徴
 - ・保護者の知っていること
 - ・教職員の知っていること
 - ・他の問題行動との関連等

5 調査内容の報告

- 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 教育委員会へ報告する。

6 解決に向けた指導・援助及び経過観察

- 委員会にて協議の上、いじめを受けた児童・保護者、いじめをした児童・保護者、関係機関等へ対応していく。

7 再発防止（いじめをなくすための工夫）

- 委員会にて協議の上、再発防止に努めていく。

11 公表、点検、評価について (第34条関連)

- ・双葉いいじめ防止基本方針の概要を学校ホームページで公表します。
- ・委員会での毎月の反省（調査・分析）を通して点検を行っていきます。
- ・学校評価においていじめ問題への取組を評価し、必要に応じていじめ防止基本方針の見直しを行います。